

〈研究ノート〉

(旧) 優生保護法下におけるハンセン病患者の 出産・子育て支援

—奄美和光園における取組みへの聞き取り調査をもとに—

小倉 常明

Abstract 全国のハンセン病療養所は、旧優生保護法の下で不妊治療と中絶手術を受けていた。このような状況下で、奄美和光園は妊娠と出産が認められ、職員の自宅等でハンセン病の未感染児を育てていた。本研究では、これまでの研究を確認し、その歴史を検証し、奄美和光園を訪れ、当時の奄美和光園に大きな影響を与えたカトリック教との関係についてインタビュー調査を行った。同時に、本件における中心人物であるパトリック神父にも注目しました。奄美大島のカトリックセンターを訪問したが、当時の状況を知っているスタッフがほとんどいなかったため、ハンセン病に感染していない子どもを育てることに関わった家族との面談をしたりすることができた。そうしたことをもとに、奄美和光園での妊娠、出産、育児の背景と検証、検討を行った。

キーワード：ハンセン病未感染児童 奄美和光園 (旧) 優生保護法

1. はじめに (研究の目的と方法)

本研究では、(旧) 優生保護法下では、妊娠・出産することが許されず、入院患者の多くが、中絶・堕胎、子宮摘出、精巣カットといった強制不妊手術を受けさせられていたハンセン病療養所のなかで、奄美大島にある奄美和光園(以下、和光園)は、そうしたことを受けることなく、妊娠・出産をすることが認められていた。そして、産まれた子どもに関しては、療養所の保育所や職員の善意によって養育がなされていたという。

なぜ、和光園のみにおいて、そうしたことが認められていたのかについて、現存している史資料及び、当時、ハンセン病未感染児童の養育を担った職員の家族である松原千春氏(元和光園職員)への聞き取り調査を実施することで、当時の状況を明確にすることを目的とする。

2. 研究における倫理的配慮

ハンセン病という極めて人権問題に触れることを取り上げるため、個人が特定されることのないように配慮した。また、研究及び執筆にあたっては、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、取り組むこととした。

3. 研究結果及び考察

本研究のきっかけとなったのは、2017年3月21日の東京新聞の記事である。^(注1)そこには、以下のようなことが書かれていた。

「「そこで私が生まれた」。奥間さん(ママ)の最も古い記憶は和光園の光景だった。(中略)自分を産むかどうか、両親はとても悩んだと思う。子ども時代の注射も自分がハンセン病にかかっているか両親が心配し、検査していたらしい。」

この記事に書かれているように、ハンセン病療養所である和光園での出産、育児の事実があったことがあきらかとなる。

その前に、(旧)優生保護法ならびに、強制避妊・中絶手術について触れておくこととする。

(旧)優生保護法は、1948年～1996年まで施行されていた。その第1条に、「優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命・健康を保護することを目的とする」と書かれていて、強い優生思想をもった法律であった。なかには、障がいを持つ者に、中絶や不妊手術をさせる条文があった。それ以前から、強制避妊手術は公然と行われていたようで、上野はそのことを自著のなかで以下のように記している。「昭和二一年三月、私は上野清と結婚しました。(中略)無口な夫が小さな声で「これはな、昨日結婚の手続きをしに行ったら呼び出されて、『ここではワクゼクトミーをせんと、夫婦者には入れないよ』と職員に言われて、手術台に上がったんだ」と打ち明けてくれました」

※ワクゼクトミー：輸精管を結切断し、体液の輸送を止める手術^(注2)

和光園に関してはいくつかの先行研究もある。瀬戸口は、未感染児童が和光園から隔離された保育所内で育てられてこと、カトリックの思想が、和光園での妊娠・出産を容認させていたということについて触れている。^(注3)瀬戸口は、和光園の未感染児童の養育において、当時、和光園の事務長をしていた松原若安が各種調整に関わっていたことをあげている。

また、国立感染症研究所ハンセン病研究センターの森山らはパトリック神父、ゼローム神父、星塚敬愛園の大西園長、松原氏らによって、ハンセン病未感染児らは、看護婦や松原氏の家族のもとで養育されたとしている。具体的には「その保育は、松原の夫人(ケサ)、娘(長女律子、次女洋子、三女敬子)が里親として保育を行う」「ゼローム神父は新生児をあずかる乳児園を創設」「松原の自宅に3人の幼児がいた」としている。1953年12月25日、奄美大島は日本に復帰するのであるが、「厚生省は、園内誕生の子を園内保育所に引取ること強い難色を示した」としている^(注4)

ここで、第二次世界大戦後の、日本及び奄美群島の歴史を確認しておくこととする。

年	月日	日本・奄美の出来事
1943年	4月1日	奄美和光園（100床）設立
1945年	8月15日	第二次世界大戦終戦。GHQにより日本は占領支配下に
	9月2日	奄美群島は本土から分割されアメリカ国民政府の統治下に
1946年	2月1日	連合国軍総司令部から日本との行政分離発表
	10月3日	臨時北部南西諸島政庁成立
1947年	12月12日	児童福祉法成立 乳児院、養護施設が法的位置づけ
1950年	11月25日	奄美群島政府
1952年	4月1日	琉球中央政府及び奄美地方庁設立
1953年	12月25日	日本に返還「日本へのクリスマスプレゼント」

※筆者が作成

1945年、第二次世界大戦で、連合国軍を敵にし、歴史的な大敗を喫した日本は、連合国軍からの占領支配を受けることとなった。そして、終戦の約半月後、奄美群島は連合国軍総司令部から日本との行政分離が発表されることとなった。それから約7年間、日本に返還されるまで、奄美群島は米国の統治下にあったのである。

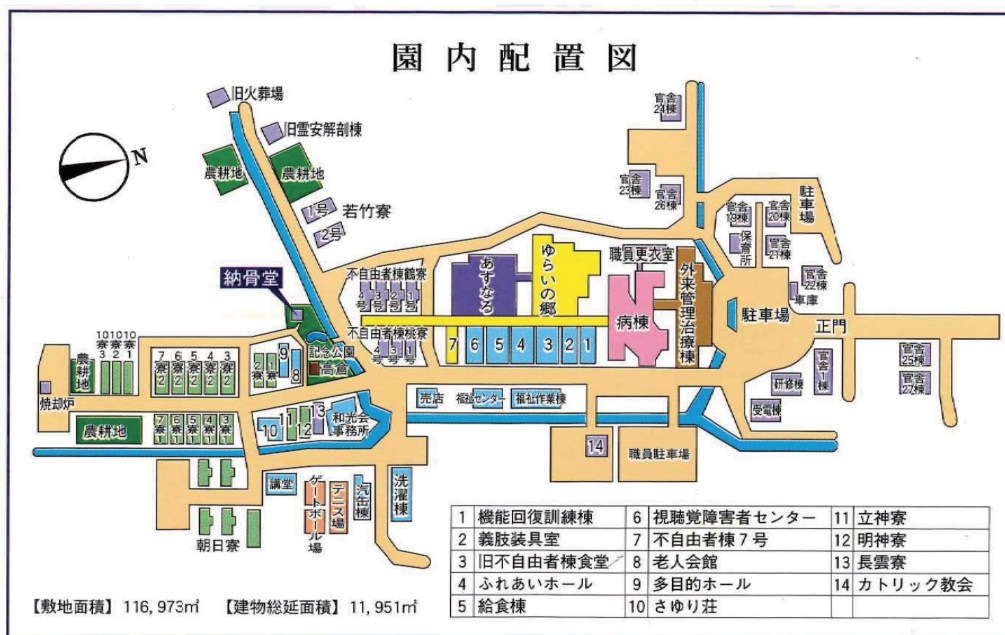
日本でありながら米国であったこの地域は、日本の統治と米国の統治、二重の統治下にあった。ともすれば、日本より米国の統治の方が強かったのであろう。そのため、和光園は、他のハンセン病療養所とは異なる道を歩くことができたと考えられる。

もう1つの大きな要因として、キリスト教、とりわけカトリックの影響が大きかったといえるであろう。杉山は「一般にカトリックが多い地域として長崎が知られるが、むしろ長崎以上に強いといつてよい」と言っているほど、この地域のカトリックの影響力の強さを述べている。^(注5)

また和光園でカトリックの信仰が強くなっていった背景には杉山は「もともとカトリックの信仰をもっていた者が入所してきたこと、戦後本土の療養所に入所していたカトリック信徒の患者が和光園に入所して核になったことが前提としてあり、さらに、パトリック神父による熱心な伝道がなされた。パトリック・フィン神父は、和光園のすぐ横で生活し、園内に常時出入りし、職員同様の状況であったという。パトリック神父の真摯な姿勢が、入所者の信頼を得ることにもなった」としている。^(注6)

図1にある園内配置図をみると、和光園と川を挟んでカトリック教会がある。そこでパトリック神父は生活をしているのである。

図1. 奄美和光園パンフレットの園内案内図 (奄美和光園パンフレットより)



園内案内にはカトリック教会が記載されているが、それ以外に、プロテスタント教会や仏教系寺院といったものは設けられていない。国内にある他のハンセン病療養所、たとえば、長島愛生園（岡山県）や多摩全生園等が、園内に各種仏教寺院を設けているのと比べると、和光園がいかにかトリックが強かったかがわかるのではないだろうか。

つぎに、入園患者のハンセン病未感染児童の養育についてみていくこととする。『奄美和光園40周年記念誌』には、入園患者たちのハンセン病未感染児童の養育のことについては、一切触れていないのである。^(注7)ところが、30年誌では、「パトリック神父と和光園」と題して松原が寄稿している。^(注8) そのなかで、差別と偏見に溢れていた当時のハンセン病患者たちに対して、差別することなく接しているパトリック神父の姿勢について賞賛している。さらにパトリック神父の説かれた言葉として「ハンセン氏病患者は結婚は認める然しそれには断種手術を受けることが前提とされる。もし妊娠しても本人の意志の如何にかかわらず胎児は陽の目を見ることはなく消されなければならない。優生保護法によりこのことは何の抵抗もなく行われていた。現在もなお和光園以外の療養所ではその通り実施されている。パトリック神父は和光園でこの事をしるや敢然としてこれの廃止を訴えた。人間が結婚すればそこに子供ができることは当然のことである。それこそ神の摂理である。結婚を許しながら出産を認めないということは神の摂理に反する。日本は憲法に基本的人権の尊重を明らかにしている。然しながらハンセン氏病の患者の妊娠出産を認めないとは明らかな人権無視であり差別である。彼は鋭くこの矛盾を衝いた。そして患者達に神の摂理を説いて廻った」と記している。そして、和光園では、妊娠・出産が認められ、ハンセン病患者たちが子どもを設けることが叶うようになっていった。

その次には、そうして生まれた子どもを誰が育てるかが問題となった。親であるハンセン病患者は、自身の治療に精一杯の生活を送っているために育てることができない。また、奄美大島にはそうした子どもを養育するための公的な施設も当時は無かった。当初は和光園内で、実の親のもとで子育てがなされてたり、当時、職員の子女を保育するために設けられていた保育でその養育を行ったのである。和光園の事務長であった松原が自身の自宅に引き取り、そのお世話をすることなどをしたのである。その背景には、「夫婦舎の内則」が設けられたからという。その内容は以下のようである。

「一、園内に於いて妊娠した為に出生する子供は分娩直母に母体と離して之を園外に引渡すこと。(省略)

(中略)

一、カトリック教会、団体、個人に子供の養育を委託する場(ママ)には当事者個人が接渉すべきであり園は一切関与しない」(奄美和光園「夫婦舎の内則」より)

このように、和光園では、当時のハンセン病療養所でありながら、結婚・妊娠・出産を認めるものであったということがうかがえる。

第五代園長の大平馨は和光園の機関誌『和光』のなかで、ハンセン病未感染児童の養育の状況について以下のように記している。

「1952年頃(中略)、園生の中で園内で産まれた小学校前の子供が10人前後だったか、園内の舎で両親と一緒に生活していましたし、妊娠中の人もいました。(中略)その頃保育所では〇〇さん(実名伏せ)という30歳くらいの離婚した2児の母親が責任者で、その他に2人とも未婚で20歳前後の□□さんと△△さん(ともに実名伏せ)がおりました。3人の保母さん(ママ)が住込みで生活を共にして、24時間子供の面倒をみていたわけでした」「新生児を看護婦さんに育ててもらおうとなると(中略)、余分な建物も部屋もお金もありませんから園長官舎を利用しました」(注9)

また、大平は和光園全体の風潮については「事務長の松原若安さん以下職員にもカトリックの信者さんは多く、大熊、浦上の部落も殆ど信者さんでした。ですから園内で子どもが生まれるわけです。カトリック系の人々の気持ちとしては、その子供を育てるのも、園の保育所の役目だとしてごく自然でした」

そして、乳児を園外で育てなければならないが、それに該当する機関・施設が未整備であった状況については、「カトリック教会の西仲勝のベビーホームが完成するまでの空白の何年かは、パトリック神父さんの司祭館跡や事務長の松原さんのお家で、若安さん、奥さんのケサさん(ユリ姉さん)、娘さんの洋子さんらが、一かを挙げて、シスターと共に、新たに園内で産まれた何人かの赤ちゃんの哺育養育に献身的に奉仕されておられた」(注10)とあるように、一時的にせよ、当時の和光園の事務長であった松原とその家族の善意の行いにより、ハンセン病未感染児童の養育がなされていたということが確認できる。

先程触れた夫婦舎の内則に関する事柄についても「夫婦舎の内則は29年7月7日になっていますが、29年の始め頃からいる子供は別として、新しく生まれてくる子供は園では面

倒みきれないという線を私は打ち出した訳でした。(中略) 3人が松原若安さん、奥さんのユリ姉さんや洋子さん、慶子さん、シスターたちに司祭館(物置同然?)で育てられ、ついでに松原若安さんの宿舎や浦上のお宅で育てられたわけです。そして29年11月にゼロム神父さんの天使園が西仲勝にできたわけです。(中略) 29年の後半は松原家か天使園と園と二本立ての時期があったと思います。」^(注11)

当初、ハンセン病未感染児童を受け入れることを目的に設けられた天使園であるが、その後、一般児童も受け入れるようになる。しかしながらその廃止について大平は「名瀬天使園が閉鎖される」とした『和光第8号』に「天使は昭和29年11月奄美和光園の新生児を隔離して健全に育てることを願ってゼロム神父が慈悲で養育したのに始まる。その後は流動する地域社会の養成に応じて、奄美全域より家庭で養育することが困難な乳児を預かって保育に努めてきた」のであるが、平成3年3月末で入所児の減少により、その使命を終え、閉鎖されることとなった。」と、その使命の終わりを迎えたことでまとめている。

4. まとめにかえて

本研究において、奄美和光園、和光市社会福祉協議会、奄美カトリックセンター等の研究対象及び関連施設・機関に伺い、多くの資料、聞き取りをさせてもらった。特に資料の提供に関しては、奄美和光園元職員で、本稿にも何度か登場してきた松原若安氏の息子であり、和光園元職員であった松原千明氏より提供を受けたものである。

時代が時代であったとはいえ、(旧)優生保護法といった悪しき法制の下、強制不妊手術は人権視点からしても間違った行いであったといえる。奄美群島が第二次世界大戦後も米国の占領下にあったとはいえ、またカトリックの信仰に基づいたとはいえ、敢然と抵抗した和光園およびパトリック神父に姿勢には敬服するものである。

参考文献・注

(注1) 東京新聞 2017年3月21日「こちら特報部」より。記事のなかには、和光園で暮らしていた幼児期の頃のものと思われる写真も掲載されていた。

(注2) 全国ライ病患者の会副会長の上野正子氏には、2015年、2018年と2度面会をしており、全国で唯一外部の者が、利用者と家族・知り合いであれば宿泊できる星塚敬愛園(鹿児島県)に宿泊させてもらった際に便宜を図ってくれた。

(注3) 瀬戸口裕二「優生保護法下で生まれたハンセン病患者の子どもたち—その人物史的考察のための予備的研究—」『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要第1巻』pp23-33. 2012年

(注4) 森山一隆、菊池一郎、石井則久「ハンセン病患者から生まれた子供たち—奄美大島における妊婦・出産・保育・養育のシステムの軌跡—」日本ハンセン病学会誌 78号 2009 pp.231-249

(注5) 杉山博昭『「地方」の実践からみた日本キリスト教社会福祉』P.263 ミネルヴァ書房.2015年

(注6) 杉山博昭 同掲書 P.265

(注7) 『創立40周年記念誌』国立療養所奄美和光園 1984年には、未感染児童の養育に大きく関わった

とされる松原若安については、P.21に「昭和27年4月(中略)松原若安が事務長になってから再び職員の増員に成功、正常な運営をすることが出来た」ということしか触れられていない。

(注8) 『創立30周年記念誌』国立療養所奄美和光園 1974年 pp.160-163

(注9) 大平馨『和光27号』(『和光園四十周年記念誌』平成9年)P.178

(注10) 大平馨『和光29号』(『和光園四十周年記念誌』平成9年)P.186

(注11) 大平馨『和光30号』(『和光園四十周年記念誌』平成9年)P.190

小倉 常明 (おぐら つねあき) 東京通信大学 人間福祉学部 准教授

